

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

このことについて、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和2年8月4日提出

教育長 長谷川 洋

説 明

この案を提出するのは、雇用保険法施行規則の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるからである。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の概要

特定退職者となり得る要件を追加する。

2 改正の理由

公立学校職員の退職手当については、条例で定めることとされ（地方公務員法第24条第5項）、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和29年条例第27号）第10条において失業者の退職手当について規定しており、特定退職者については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとされている。今般、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の一部改正（2020年6月8日公布施行）により特定受給資格者となる離職の理由が追加されたことに伴いこれと同様の措置を行うもの。

※特定退職者 一定の理由により退職した職員。失業者の退職手当の支給に係る勤続期間の要件が12月以上ではなく、6月以上となる。

3 改正の内容

附則に新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化する疾患を有すること等を理由に退職した者を特定退職者とみなす規定を加える。

4 施行期日

公布の日

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年 月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年愛知県教育委員会規則第十二号）

の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 18 雇用保険法施行規則附則第一条の四の規定により読み替えられた同令第三十六条の厚生労働省職業安定局長が定める理由に相当する理由により令和二年五月一日から同令附則第一条の四の厚生労働大臣が定める日までの間に退職した者は、条例第十条第一項に規定する特定退職者とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和二年五月一日から適用する。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

附則

1
～
17
略

18 雇用保険法施行規則附則第一条の四の規定により読み替えられた同令

第三十六条の厚生労働省職業安定局長が定める理由に相当する理由によ

り令和二年五月一日から同令附則第一条の四の厚生労働大臣が定める日

までの間に退職した者は、条例第十条第一項に規定する特定退職者とみ

なす。

旧

附則

1
～
17
略